

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 愛称 ザ・ディスカバリー

追加型投信/内外/株式

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)/(為替ヘッジなし)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年12月26日に関東財務局長に提出しており、2025年12月27日にその届出の効力が発生しております。

発行者名	SBI岡三アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 塩川 克史
本店の所在の場所	東京都中央区京橋二丁目2番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家からの請求により交付される請求目論見書です。

- ・投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

目 次

目 次	1
第一部【証券情報】	2
（１）【ファンドの名称】	2
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】	2
（３）【発行（売出）価額の総額】	2
（４）【発行（売出）価格】	2
（５）【申込手数料】	3
（６）【申込単位】	3
（７）【申込期間】	3
（８）【申込取扱場所】	3
（９）【払込期日】	3
（１０）【払込取扱場所】	3
（１１）【振替機関に関する事項】	4
（１２）【その他】	4
第二部【ファンド情報】	5
第１【ファンドの状況】	5
第２【管理及び運営】	38
第３【ファンドの経理状況】	45
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】	92
第三部【委託会社等の情報】	93
第１【委託会社等の概況】	93

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

（以下、総称して「ファンド」という場合、あるいは各々を「各ファンド」という場合があります。
また、それぞれを「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。）

各ファンドを総称した愛称として「ザ・ディスカバリー」という名称を用いる場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- ◆ ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBI岡三アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。
- ◆ 「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。
- ◆ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前9時～午後5時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

(5) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。
- ◆ 各ファンド間でのスイッチングが可能です。スイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

※ お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(7) 【申込期間】

2025 年 12 月 27 日から 2026 年 6 月 26 日まで

- ◆ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(9) 【払込期日】

販売会社が定める期日までに申込代金（申込金額、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額の合計額をいいます。）を販売会社にお支払い下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社の本・支店等で払込みの取扱いを行います。

- ◆ 詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
※お問い合わせ先については、(4) [発行（売出）価格]に記載されている問い合わせ先をご覧ください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社 証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内 外	資産複合

商品分類の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

<為替ヘッジあり>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり (フルヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式 一 般))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

<為替ヘッジなし>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本	 ファミリーファン ド	 あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一 般))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

※ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式 一般へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。 株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

■ ファンドの特色

1 投資信託証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界の取引所に上場されている中型企業の株式※（これに準ずるものを含みます。）等に投資します。

※中型企業の株式とは、主要な株価指数において中型株式に分類されている銘柄およびそれと同等の時価総額の銘柄をいいます。

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

[投資対象とする投資信託証券]

- フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用)
＜運用会社＞フィデリティ投信株式会社
(投資対象とする「フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド」の運用委託先)
FIAM LLC
- マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[投資対象とする投資信託証券]

- フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)
＜運用会社＞フィデリティ投信株式会社
(投資対象とする「フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド」の運用委託先)
FIAM LLC
- マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

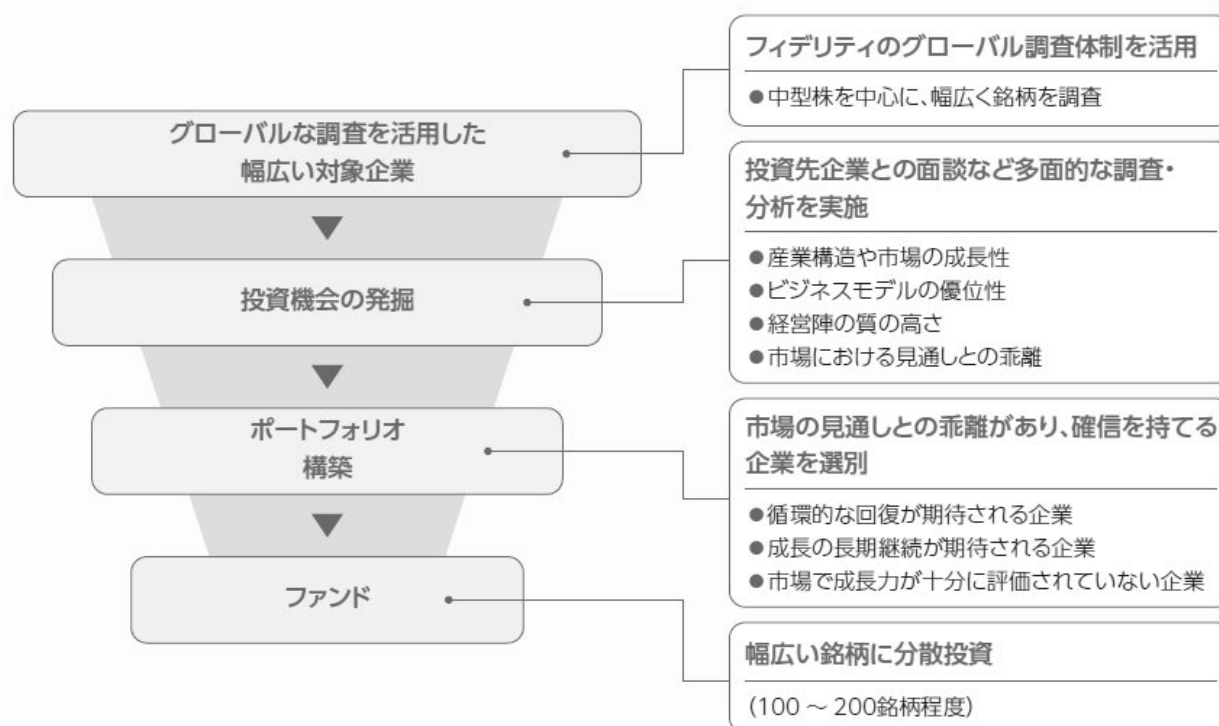


フィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。フィデリティ・インターナショナルは、世界のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。なお、FIAM LLC及びFMR LLCはフィデリティ・インベスメンツの一員です。

2 | ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップ・アプローチに基づき銘柄を選定します。

「フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド」のポートフォリオ構築プロセス



※ポートフォリオ構築プロセスおよび銘柄数は変更になる場合があります。

3 | フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)／(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● 分配方針

年2回、3月および9月の各月の27日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マネー・インベストメント・マザーファンドⅡの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2022 年 9 月 21 日 投資信託契約締結、設定、運用開始

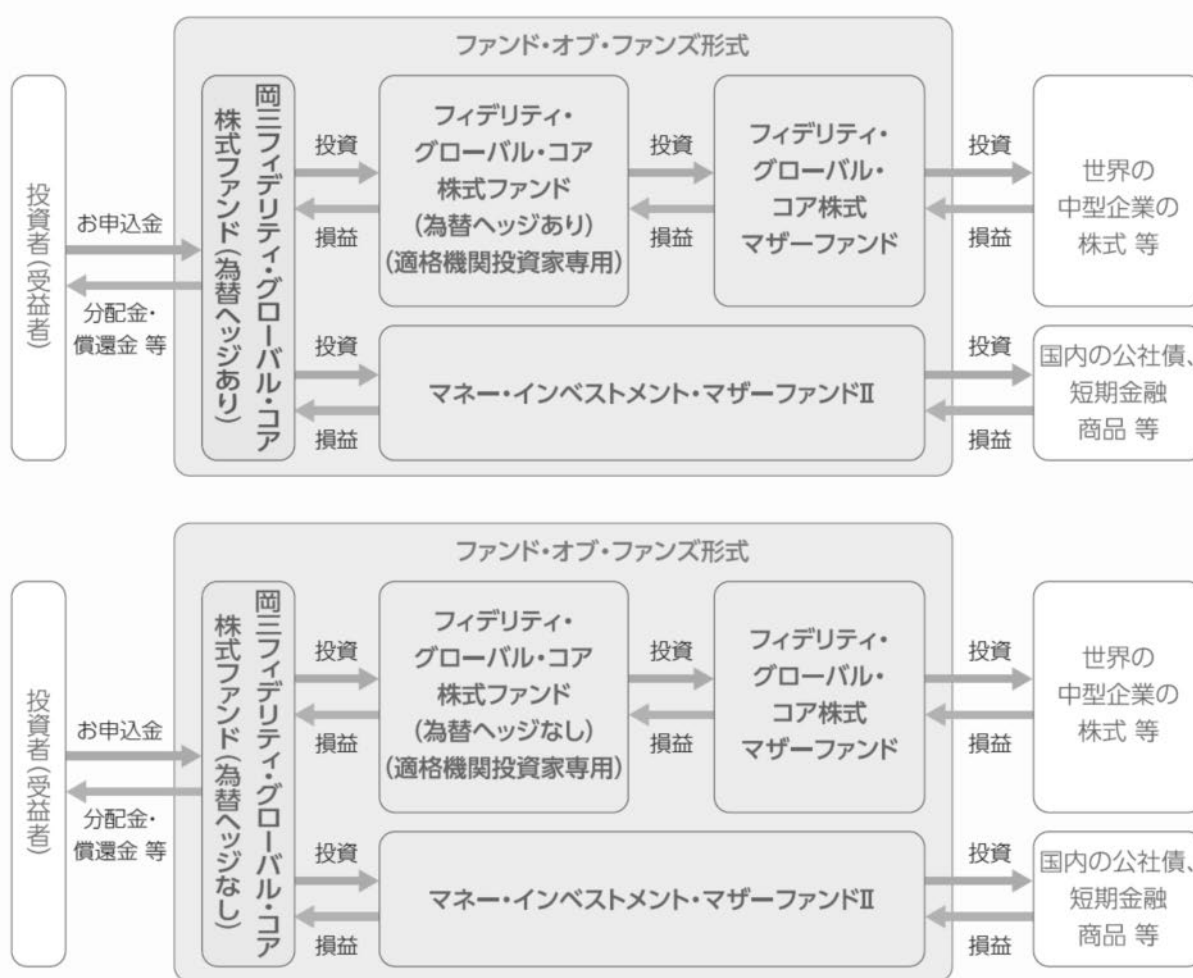
2023 年 12 月 23 日 信託期間の終了日を 2027 年 9 月 27 日から 2045 年 9 月 27 日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファンド・オブ・ファন্ズの仕組み

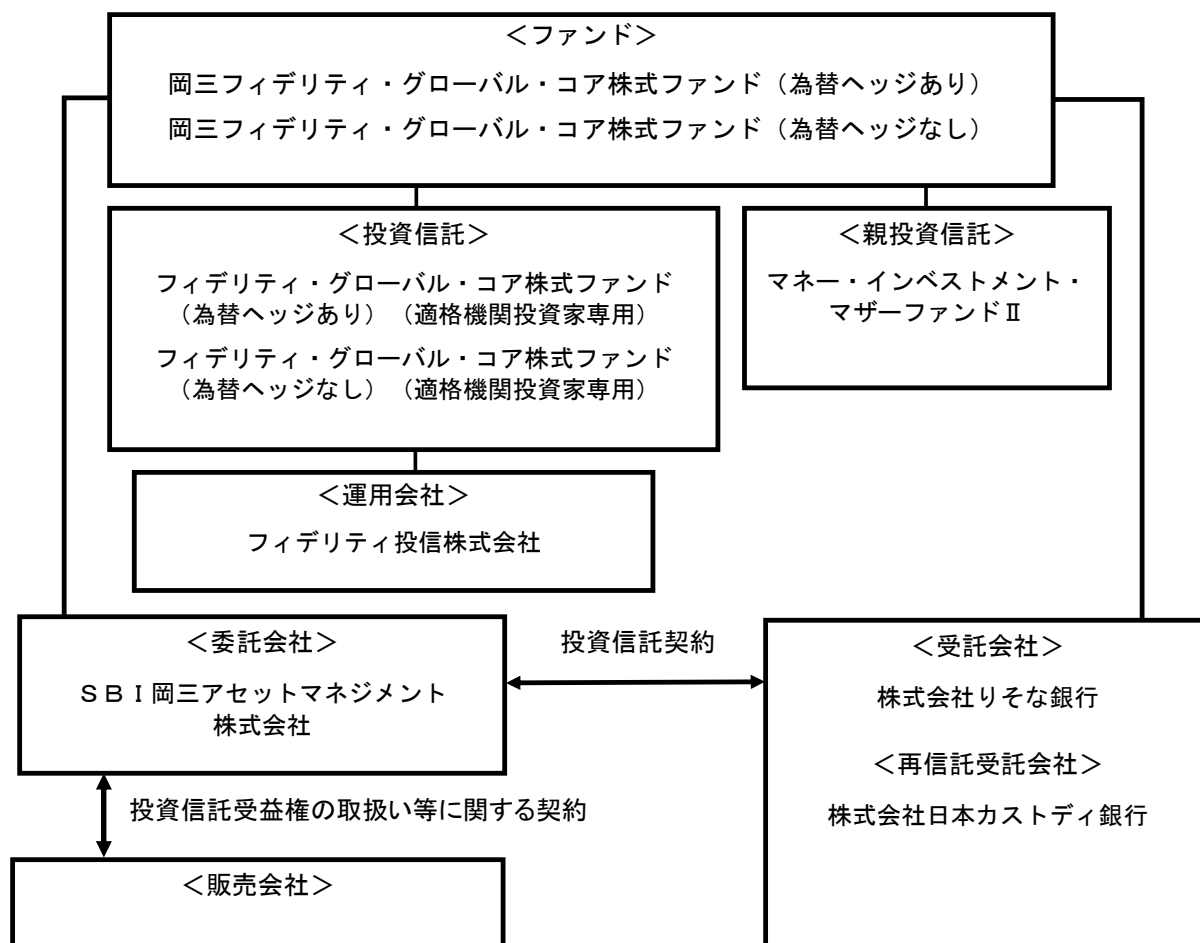
ファンドは、ファンド・オブ・ファন্ズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファন্ズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。



※各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託証券の運用会社	投資対象とする投資信託証券の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（2025 年 9 月末日現在）

◆ 資本金

1 億円

◆ 委託会社の沿革

1964 年 10 月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立
2008 年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更
2023 年 7 月 1 日 商号を「S B I 岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
S B I グローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	577,400 株	51.0%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号	554,701 株	49.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

国内証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．投資信託証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界の取引所に上場されている中型企業の株式（これに準ずるものを含みます。）等に投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

①岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。）

〔投資対象とする投資信託証券〕

- ・フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

②岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

[投資対象とする投資信託証券]

- ・フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

ロ．ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップ・アプローチに基づき銘柄を選定します。

ハ．内国証券投資信託の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ニ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

- a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券※のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

 - イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの
 - ハ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - ニ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

※岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

- ・フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

- ・フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) ファンドが投資する投資信託証券の概要

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（以下、それぞれを「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）」、「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）」という場合があります。）

運用会社	フィデリティ投信株式会社
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主要投資対象	フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	（為替ヘッジあり） ・フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている中型企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 （為替ヘッジなし） ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている中型企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。 ・資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスク

	を回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
マザーファンドの運用委託先	FIAM LLC (所在地：米国)
マザーファンドの主要投資対象	米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要な投資対象とします。
マザーファンドの投資態度	- 主として米国を中心に世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている中型企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。 - 株式への投資は、高位を維持することを基本とします。 - 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 - 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
決算日	年 1 回（原則として 3 月 5 日。休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。 - 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ただし、必ず分配を行なうものではありません。 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
信託報酬 その他費用	ファンドの純資産総額に対し、年 0.715% (税抜 0.65%) の率を乗じた金額とします。 *税法が改正された場合、上記数値が変更になることがあります。 マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用 (信託報酬) の中から支払われます。 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等について、年率 0.10% (税込) を上限としてファンドから支払うことができます。

マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

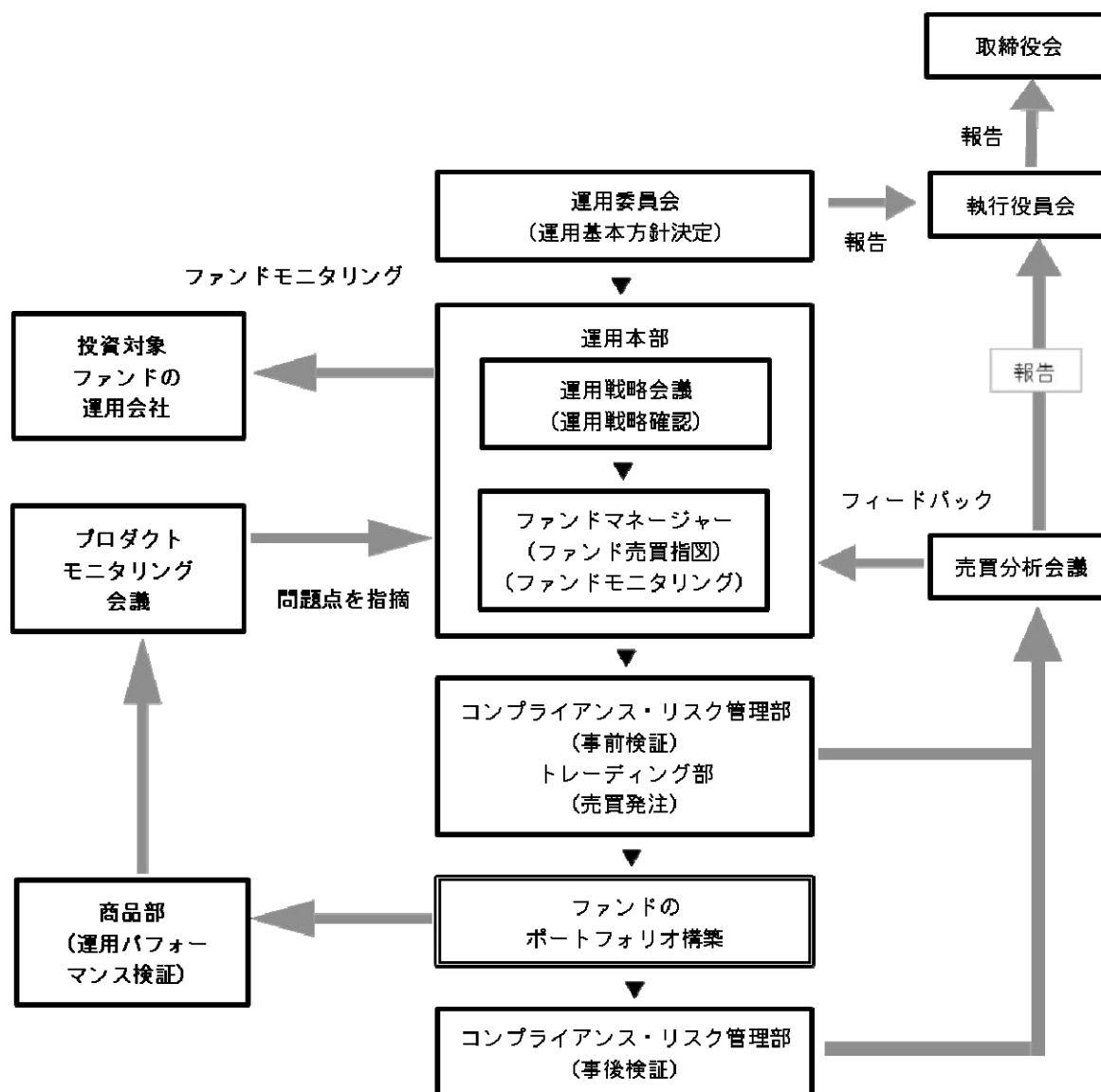
委託会社	S B I 岡三アセットマネジメント株式会社
基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	- わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。 - 円建資産の組入れにあたっては、取得時において第 2 位以上の短期格付を得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 - 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	- 株式への投資は行いません。 - 外貨建資産への投資は行いません。 - デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる

	目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 4. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
決算	毎年 9 月 27 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。 投資信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	ありません。
その他	・デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月 1 回開催)	運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。
運用戦略会議 (月 1 回開催)	投資対象ファンドの運用戦略の確認を行います。
各運用部	ファンドマネージャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づいて、投資対象ファンドの売買指図を行います。また、投資先ファンドの運用状況についてモニタリングを行います。
プロダクトモニタリング会議 (月 1 回開催)	運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部に問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議 (月 1 回開催)	運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告、及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は会議の結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月 1 回開催)	運用指図や売買発注等において、事務処理ミスや法令諸規則違反等の適切な事案や事故が発生した場合に、その対応策や業務改善策等について審議し決定します。委員長はその結果を執行役員会へ報告します。 また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議事項等を取締役会へ報告します。
トレーディング部 (6 名程度)	売買発注を行うとともに、最良執行の観点から検証・分析を行います。
コンプライアンス・ リスク管理部 (4～6 名程度)	運用指図の事前検証および事後検証、法令諸規則及び約款等の遵守状況の確認等を行います。
商品部 (8～10 名程度)	ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、各運用部にフィードバックを行います。 また、投資対象ファンドとしての適切性の確認を定期的および必要に応じて行います。

■ 社内規程

委託会社は、ファンドの運用に関する社内規程等において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、「リスク管理規程」において運用に関するリスク（法令諸規則、運用財産の約款又は規約及び基本方針を逸脱した運用の実施、投資対象企業及び取引先の信用力低下、運用財産の資金の流動性低下等）を管理すべきリスクとして定め、運用本部及び運用本部から独立した部署がモニタリングや検証を通じて管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、投資対象ファンドについて、ファンド運営の適切性や運用の継続性等を確認したうえで投資を行うとともに、投資対象ファンドの運用状況や投資対象ファンドの運用会社の業務運営態勢等に関し継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

※ 運用体制等につきましては、2025 年 9 月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

- 年 2 回、3 月および 9 月の各月の 27 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。

(5) 【投資制限】

<約款に基づく投資制限>

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

■ 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができます。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の

運用は行わないものとします。

- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 為替変動リスク

<為替ヘッジあり>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指しますが、為替ヘッジの対象となる外貨建資産は市況動向により変動することから、為替変動リスクを完全にヘッジすることはできません。

<為替ヘッジなし>

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。

投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

<投資リスクに対する管理体制>（2025 年 9 月末日現在）

- ・ 運用委員会において運用に関する内規の制定及び改廃、個別ファンドに係る運用リスク管理に関する事項を決定します。
- ・ コンプライアンス・リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

発注前の検証については、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるか否かについて伝票又はオーダー・マネジメント・システムのコンプライアンスチェック機能を利用して確認を行います。

発注後の検証については、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

- ・ プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

(参考情報)

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

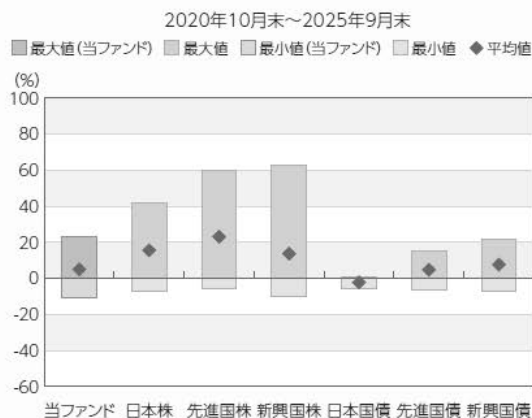


* 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2023年9月から2025年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	23.2	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 11.1	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	5.0	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年10月から2025年9月の5年間(当ファンドは2023年9月から2025年9月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

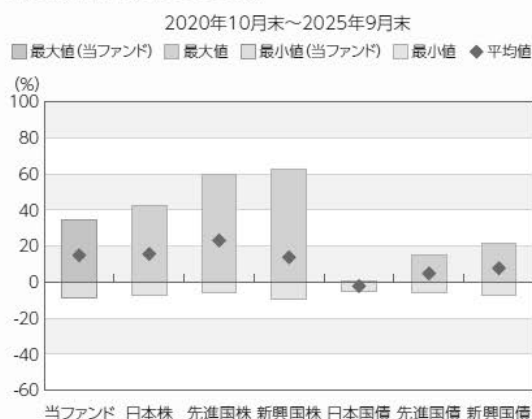


* 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2023年9月から2025年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	34.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 8.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	14.9	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年10月から2025年9月の5年間(当ファンドは2023年9月から2025年9月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先 進 国 株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新 興 国 株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先 進 国 債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新 興 国 債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

手数料率の上限は、3.3%（税抜 3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

- ◆ 申込手数料は、ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
- ◆ 「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----	---

- ◆ 各ファンド間でのスイッチングが可能です。スイッチング（乗換え）により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率 1.265%（税抜 1.15%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率 0.385%（税抜 0.35%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率 0.858%（税抜 0.78%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率 0.022%（税抜 0.02%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

<実質的な信託報酬の総額>

「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）／（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の信託報酬は、それぞれ計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に年率 0.715%（税抜 0.65%）を乗じて得た額です。

「マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ」には、信託報酬はありません。

各ファンドは「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）／（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 1.98%（税抜 1.80%）程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。また、投資対象とする投資信託証券の組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料を間接的にご負担いただきます。なお、投資対象とする投資信託証券の取得申込み時および解約申込み時の手数料はありません。
 - ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0132%（税抜 0.012%）を乗じて得た額とし、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、投資対象とする投資信託証券の投資信託財産に関する租税、投資信託財産に関する受託事務の処理に要する費用、海外における資産の保管等に要する費用等につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

◆収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

◆償還金および解約金に対する課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含み

ます。)を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

※償還時および解約時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。

償還時および解約時の差益(譲渡益)については、他の上場株式等の譲渡損と相殺することができ、損益通算が可能となります。

また、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、地方税5%)

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

2037年12月31日までは、復興特別所得税(所得税額×2.1%相当額)がかかります。

期間	税率
2014年1月1日以降 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

※ 普通分配金、元本払戻金(特別分配金)とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」があります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額(分配落)が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金(特別分配金)は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※ 個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」を併用する場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が、元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

■ その他

- ・ 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記の内容は 2025 年 9 月末日現在の情報に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年3月28日～2025年9月29日)の総経費率(年率)

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
為替ヘッジあり	2.08%	1.26%	0.82%
為替ヘッジなし	2.06%	1.26%	0.80%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、投資先ファンドおよびマザーファンドが支払った費用を含みます。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025 年 9 月 30 日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第 3 位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	992, 170, 247	98. 10
親投資信託受益証券	日本	3, 309, 997	0. 33
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	15, 875, 106	1. 57
合計（純資産総額）		1, 011, 355, 350	100. 00

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	6, 111, 094, 341	98. 10
親投資信託受益証券	日本	18, 359, 363	0. 29
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	99, 783, 937	1. 60
合計（純資産総額）		6, 229, 237, 641	100. 00

（参考）マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	49, 978, 968	47. 46
特殊債券	日本	20, 996, 546	19. 94
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）	—	34, 325, 773	32. 60
合計（純資産総額）		105, 301, 287	100. 00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）	801,559,418	1.2357	990,486,972	1.2378	992,170,247	98.10
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ	3,300,097	1.0029	3,309,667	1.0030	3,309,997	0.33

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.10
親投資信託受益証券	0.33
合計	98.43

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）	4,121,320,705	1.4834	6,113,567,133	1.4828	6,111,094,341	98.10
2	日本	親投資信託受益証券	マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ	18,304,450	1.0029	18,357,532	1.0030	18,359,363	0.29

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.10
親投資信託受益証券	0.29
合計	98.40

(参考) マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第1316回国庫短期証券	15,000,000	99.99	14,998,945	99.99	14,998,945	—	2025年10月6日	14.24
2	日本	国債証券	第1320回国庫短期証券	15,000,000	99.97	14,996,675	99.97	14,996,675	—	2025年10月20日	14.24
3	日本	特殊債券	第261回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	99.99	9,999,568	99.99	9,999,568	0.381	2025年11月28日	9.50
4	日本	国債証券	第1270回国庫短期証券	10,000,000	99.93	9,993,850	99.93	9,993,850	—	2025年11月20日	9.49
5	日本	国債証券	第1333回国庫短期証券	10,000,000	99.89	9,989,498	99.89	9,989,498	—	2025年12月22日	9.49

6	日本	特殊債券	第79回政府保証地方公共団体金融機構債券	6,000,000	99.96	5,997,722	99.96	5,997,722	0.379	2025年12月12日	5.70
7	日本	特殊債券	第258回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	5,000,000	99.98	4,999,256	99.98	4,999,256	0.386	2025年10月31日	4.75

(種類別投資比率)

種類	投資比率 (%)
国債証券	47.46
特殊債券	19.94
合計	67.40

②【投資不動産物件】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2023年3月27日）	1,963,167,460	1,963,167,460	0.9872	0.9872
第2期計算期間末（2023年9月27日）	2,164,481,850	2,164,481,850	0.9924	0.9924
第3期計算期間末（2024年3月27日）	2,285,152,937	2,285,152,937	1.1214	1.1214
第4期計算期間末（2024年9月27日）	1,725,674,909	1,725,674,909	1.1487	1.1487
第5期計算期間末（2025年3月27日）	1,269,922,340	1,269,922,340	1.0829	1.0829
第6期計算期間末（2025年9月29日）	1,009,706,871	1,009,706,871	1.1848	1.1848
2024年9月末日	1,710,553,700	—	1.1506	—
10月末日	1,552,020,139	—	1.1494	—
11月末日	1,618,882,666	—	1.2290	—
12月末日	1,526,374,881	—	1.1489	—
2025年1月末日	1,535,539,027	—	1.1982	—
2月末日	1,376,045,531	—	1.1159	—
3月末日	1,238,995,640	—	1.0565	—
4月末日	1,139,230,322	—	1.0474	—
5月末日	1,141,550,748	—	1.1034	—
6月末日	1,115,531,837	—	1.1391	—
7月末日	1,088,461,461	—	1.1677	—
8月末日	1,067,320,501	—	1.1878	—
9月末日	1,011,355,350	—	1.1868	—

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

	純資産総額(円)		基準価額（円） （1口当たり）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末（2023年3月27日）	8,640,464,450	8,640,464,450	0.9141	0.9141
第2期計算期間末（2023年9月27日）	11,128,672,774	11,128,672,774	1.0766	1.0766
第3期計算期間末（2024年3月27日）	12,237,346,509	12,237,346,509	1.2738	1.2738
第4期計算期間末（2024年9月27日）	10,352,570,632	10,352,570,632	1.2956	1.2956
第5期計算期間末（2025年3月27日）	7,378,940,593	7,378,940,593	1.2801	1.2801
第6期計算期間末（2025年9月29日）	6,236,143,557	6,236,143,557	1.4185	1.4185

2024 年 9 月末日	10, 125, 698, 514	—	1. 2733	—
10 月末日	10, 375, 162, 449	—	1. 3710	—
11 月末日	10, 128, 725, 146	—	1. 4411	—
12 月末日	9, 595, 933, 539	—	1. 4155	—
2025 年 1 月末日	9, 201, 796, 757	—	1. 4450	—
2 月末日	7, 998, 740, 955	—	1. 3076	—
3 月末日	7, 143, 385, 118	—	1. 2413	—
4 月末日	6, 357, 006, 543	—	1. 1806	—
5 月末日	6, 644, 073, 047	—	1. 2557	—
6 月末日	6, 626, 027, 902	—	1. 3108	—
7 月末日	6, 544, 316, 202	—	1. 3885	—
8 月末日	6, 328, 437, 937	—	1. 3954	—
9 月末日	6, 229, 237, 641	—	1. 4178	—

②【分配の推移】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 1 期計算期間	2022 年 9 月 21 日～2023 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 2 期計算期間	2023 年 3 月 28 日～2023 年 9 月 27 日	0. 0000 円
第 3 期計算期間	2023 年 9 月 28 日～2024 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 4 期計算期間	2024 年 3 月 28 日～2024 年 9 月 27 日	0. 0000 円
第 5 期計算期間	2024 年 9 月 28 日～2025 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 6 期計算期間	2025 年 3 月 28 日～2025 年 9 月 29 日	0. 0000 円

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

	期間	分配金 (1 口当たり)
第 1 期計算期間	2022 年 9 月 21 日～2023 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 2 期計算期間	2023 年 3 月 28 日～2023 年 9 月 27 日	0. 0000 円
第 3 期計算期間	2023 年 9 月 28 日～2024 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 4 期計算期間	2024 年 3 月 28 日～2024 年 9 月 27 日	0. 0000 円
第 5 期計算期間	2024 年 9 月 28 日～2025 年 3 月 27 日	0. 0000 円
第 6 期計算期間	2025 年 3 月 28 日～2025 年 9 月 29 日	0. 0000 円

③【収益率の推移】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2022年9月21日～2023年3月27日	△1.3
第2期計算期間	2023年3月28日～2023年9月27日	0.5
第3期計算期間	2023年9月28日～2024年3月27日	13.0
第4期計算期間	2024年3月28日～2024年9月27日	2.4
第5期計算期間	2024年9月28日～2025年3月27日	△5.7
第6期計算期間	2025年3月28日～2025年9月29日	9.4

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2022年9月21日～2023年3月27日	△8.6
第2期計算期間	2023年3月28日～2023年9月27日	17.8
第3期計算期間	2023年9月28日～2024年3月27日	18.3
第4期計算期間	2024年3月28日～2024年9月27日	1.7
第5期計算期間	2024年9月28日～2025年3月27日	△1.2
第6期計算期間	2025年3月28日～2025年9月29日	10.8

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	2,007,173,534	18,461,249
第2期計算期間	338,237,778	145,804,139
第3期計算期間	233,298,809	376,615,168
第4期計算期間	32,282,503	567,770,618
第5期計算期間	126,821,960	456,432,009
第6期計算期間	12,169,106	332,702,943

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間	9,566,014,340	113,848,316
第2期計算期間	2,911,526,235	2,027,011,176
第3期計算期間	2,047,927,665	2,777,784,899
第4期計算期間	1,366,514,175	2,982,736,192
第5期計算期間	285,146,773	2,511,519,654
第6期計算期間	49,106,227	1,416,916,335

2025年9月30日現在

運用実績

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)

●基準価額・純資産の推移

2022年9月21日～2025年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

●分配金の推移

2025年 9月	0円
2025年 3月	0円
2024年 9月	0円
2024年 3月	0円
2023年 9月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

●主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	98.10%
マネー・インベストメント・マザーファンドII	0.33%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

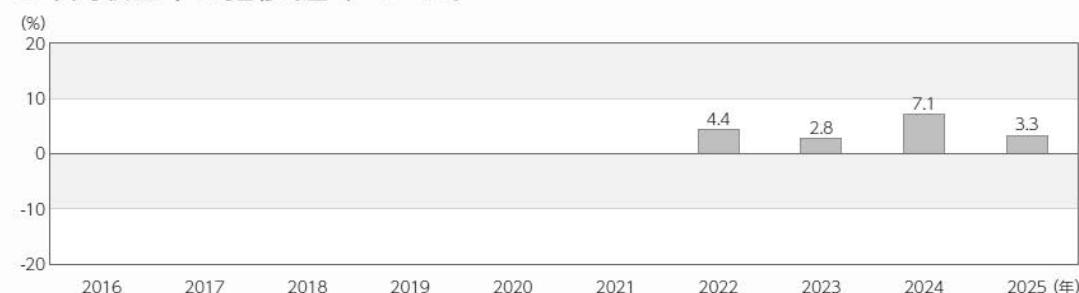
フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
シエナ	アメリカ	情報技術	1.8%
ブルネロ・クチネリ	イタリア	一般消費財・サービス	1.7%
エイコム	アメリカ	資本財・サービス	1.6%
パフォーマンス・フード・グループ	アメリカ	生活必需品	1.5%
テネット・ヘルスケア	アメリカ	ヘルスケア	1.5%
フレックス	シンガポール	情報技術	1.5%
コンフォート・システムズUSA	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
ジョーンズラングラサール	アメリカ	不動産	1.4%
ソムニグループ・インターナショナル	アメリカ	一般消費財・サービス	1.4%
アキュイティ	アメリカ	資本財・サービス	1.4%

※比率はフィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※フィデリティ投信株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

●年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2022年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジなし)

● 基準価額・純資産の推移

2022年9月21日～2025年9月30日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2025年 9月	0円
2025年 3月	0円
2024年 9月	0円
2024年 3月	0円
2023年 9月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	純資産比率
フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	98.10%
マネー・インベストメント・マザーファンドII	0.29%

組入上位銘柄 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

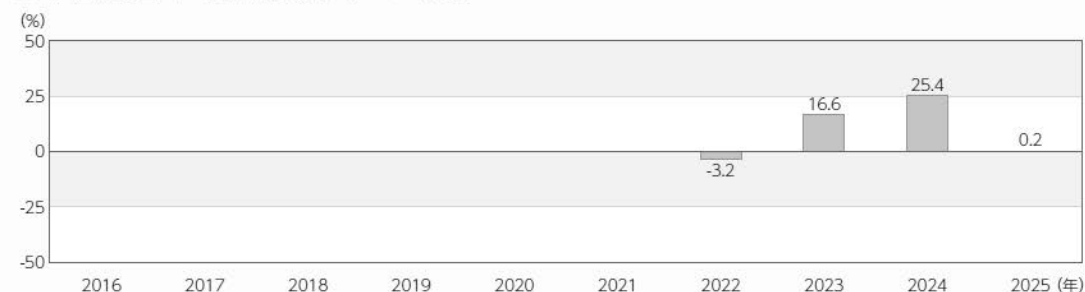
フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
シエナ	アメリカ	情報技術	1.8%
ブルネロ・クチネリ	イタリア	一般消費財・サービス	1.7%
エイコム	アメリカ	資本財・サービス	1.6%
パフォーマンス・フード・グループ	アメリカ	生活必需品	1.5%
テネット・ヘルスケア	アメリカ	ヘルスケア	1.5%
フレックス	シンガポール	情報技術	1.5%
コンフォート・システムズUSA	アメリカ	資本財・サービス	1.5%
ジョーンズラングラサル	アメリカ	不動産	1.4%
ソムニグループ・インターナショナル	アメリカ	一般消費財・サービス	1.4%
アキュイティ	アメリカ	資本財・サービス	1.4%

※比率はフィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※フィデリティ投信株式会社のデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが作成しています。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2022年はファンドの設定日から年末まで、2025年は年初から9月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、取得の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にご確認ください。
- ・ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける

場合は、決算日の基準価額とします。

- ・ 申込代金は、申込価額に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額です。
- ・ 申込代金は、販売会社が定める期日までに販売会社でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
電話番号	03-3516-1300
受付時間	営業日の午前 9 時～午後 5 時
ホームページ	https://www.sbiokasan-am.co.jp

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日

- ◆ 「申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 換金申込受付時間

原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。
解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。また、信託財産留保額はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、6 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券にかかる解約請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤

回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ 買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----	---

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。

■ 投資信託証券の評価

国内投資信託証券は、投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 債券の評価

投資信託証券を通じて投資する債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額は、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

照会先	SBI 岡三アセットマネジメント株式会社 電話番号 03-3516-1300 受付時間 営業日の午前 9 時～午後 5 時 ホームページ https://www.sbiokasan-am.co.jp
-----	---

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に 1 万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2022 年 9 月 21 日から 2045 年 9 月 27 日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年 3 月 28 日から 9 月 27 日まで、9 月 28 日から翌年 3 月 27 日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認める
とき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむ
を得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了
させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督
官庁に届出ます。
- b 委託会社は、a の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。こ
の場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、
当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもっ
てこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属
するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に
応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使
しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもっ
て行います。
- e b から d までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提
案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表
示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生
じている場合であって b から d までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、
投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約
款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委
託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはいかなるものとしません。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしません。
- b 委託会社は、a の事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g a から f までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書

委託会社は、毎計算期間終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、株式会社日本カストディ銀行は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から 1 年で、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に 1 年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。前記にかかわらず、分配金再投資コースのあるファンドで当該コースを申込んだ受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5 営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 6 期計算期間（2025 年 3 月 28 日から 2025 年 9 月 29 日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 11 月 10 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小西正毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）」の 2025 年 3 月 28 日から 2025 年 9 月 29 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）」の 2025 年 9 月 29 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,316,066	8,308,457
コール・ローン	60,731,403	22,242,574
投資信託受益証券	1,244,699,823	990,486,972
親投資信託受益証券	3,302,737	3,309,667
未収入金	4,000,000	-
未収利息	757	277
流動資産合計	1,319,050,786	1,024,347,947
資産合計	1,319,050,786	1,024,347,947
負債の部		
流動負債		
未払解約金	39,472,305	7,428,923
未払受託者報酬	166,196	124,138
未払委託者報酬	9,390,286	7,013,596
その他未払費用	99,659	74,419
流動負債合計	49,128,446	14,641,076
負債合計	49,128,446	14,641,076
純資産の部		
元本等		
元本	*11,172,731,401	*1852,197,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,190,939	157,509,307
（分配準備積立金）	129,331,506	121,101,638
元本等合計	1,269,922,340	1,009,706,871
純資産合計	*21,269,922,340	*21,009,706,871
負債純資産合計	1,319,050,786	1,024,347,947

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
営業収益		
受取利息	52,706	48,596
有価証券売買等損益	△68,532,443	102,794,079
営業収益合計	△68,479,737	102,842,675
営業費用		
受託者報酬	166,196	124,138
委託者報酬	9,390,286	7,013,596
その他費用	99,659	74,419
営業費用合計	9,656,141	7,212,153
営業利益又は営業損失（△）	△78,135,878	95,630,522
経常利益又は経常損失（△）	△78,135,878	95,630,522
当期純利益又は当期純損失（△）	△78,135,878	95,630,522
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,886,208	9,204,116
期首剰余金又は期首欠損金（△）	223,333,459	97,190,939
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,436,694	1,528,929
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,436,694	1,528,929
剰余金減少額又は欠損金増加額	68,557,128	27,636,967
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	68,557,128	27,636,967
分配金	*1-	*1-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,190,939	157,509,307

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2025 年 3 月 28 日から 2025 年 9 月 29 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,172,731,401 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 852,197,564 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.0829 円 (10,000 口当たりの純資産額 10,829 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.1848 円 (10,000 口当たりの純資産額 11,848 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 0 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 15,164,803 円 分配準備積立金額 D 129,331,506 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 144,496,309 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 1,172,731,401 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 1,232 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 49,658 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 28,221,241 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 36,407,669 円 分配準備積立金額 D 92,830,739 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 157,509,307 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 852,197,564 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 1,848 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,502,341,450 円	期首元本額 1,172,731,401 円
期中追加設定元本額 126,821,960 円	期中追加設定元本額 12,169,106 円
期中一部解約元本額 456,432,009 円	期中一部解約元本額 332,702,943 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 5 期(自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△71,002,953
親投資信託受益証券	3,960
合計	△70,998,993

第 6 期(自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日)

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	91,778,553
親投資信託受益証券	6,930
合計	91,785,483

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）	801,559,418	990,486,972	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：98.1%	801,559,418	990,486,972 100.0%	
		投資信託受益証券合計		990,486,972	
親投資信託受益証券	日本円	マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ	3,300,097	3,309,667	
	計	銘柄数：1 組入時価比率：0.3%	3,300,097	3,309,667 100.0%	
		親投資信託受益証券合計		3,309,667	
合計				993,796,639	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025 年 11 月 10 日

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 大橋 睦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小西正毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）」の 2025 年 3 月 28 日から 2025 年 9 月 29 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）」の 2025 年 9 月 29 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、S B I 岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBI岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18,659,202	43,512,639
コール・ローン	179,415,397	116,487,710
投資信託受益証券	7,264,956,493	6,113,567,133
親投資信託受益証券	20,318,693	18,357,532
未収入金	16,000,000	-
未収利息	2,236	1,452
流動資産合計	7,499,352,021	6,291,926,466
資産合計	7,499,352,021	6,291,926,466
負債の部		
流動負債		
未払解約金	60,562,510	13,429,367
未払受託者報酬	1,030,100	728,983
未払委託者報酬	58,200,816	41,187,235
その他未払費用	618,002	437,324
流動負債合計	120,411,428	55,782,909
負債合計	120,411,428	55,782,909
純資産の部		
元本等		
元本	*15,764,228,951	*14,396,418,843
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,614,711,642	1,839,724,714
（分配準備積立金）	1,205,931,655	1,430,884,002
元本等合計	7,378,940,593	6,236,143,557
純資産合計	*27,378,940,593	*26,236,143,557
負債純資産合計	7,499,352,021	6,291,926,466

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
営業収益		
受取利息	306,136	268,897
有価証券売買等損益	156,420,535	658,649,479
営業収益合計	156,726,671	658,918,376
営業費用		
受託者報酬	1,030,100	728,983
委託者報酬	58,200,816	41,187,235
その他費用	618,002	437,324
営業費用合計	59,848,918	42,353,542
営業利益又は営業損失（△）	96,877,753	616,564,834
経常利益又は経常損失（△）	96,877,753	616,564,834
当期純利益又は当期純損失（△）	96,877,753	616,564,834
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	211,974,727	9,569,584
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,361,968,800	1,614,711,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	116,411,506	14,857,290
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	116,411,506	14,857,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	748,571,690	396,839,468
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	748,571,690	396,839,468
分配金	*1-	*1-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,614,711,642	1,839,724,714

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別 第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、2025 年 3 月 28 日から 2025 年 9 月 29 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,764,228,951 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4,396,418,843 口
*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.2801 円 (10,000 口当たりの純資産額 12,801 円)	*2. 当該計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たりの純資産額 1.4185 円 (10,000 口当たりの純資産額 14,185 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 0 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 0 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 408,779,987 円 分配準備積立金額 D 1,205,931,655 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 1,614,711,642 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 5,764,228,951 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 2,801 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円	*1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等収 A 282,222 円 益額 費用控除後・繰越欠損 B 519,782,255 円 金補填後の有価証券売買等損益額 収益調整金額 C 408,840,712 円 分配準備積立金額 D 910,819,525 円 当ファンドの分配対象 E=A+B+C+D 1,839,724,714 円 収益額 当ファンドの期末残存 F 4,396,418,843 口 口数 10,000 口当たり収益 G=E/F*10,000 4,184 円 分配対象額 10,000 口当たり分配 H 0 円 金額 収益分配金金額 I=F*H/10,000 0 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「(4) 附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	期 別	第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 6 期 自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第 5 期 (2025 年 3 月 27 日現在)	第 6 期 (2025 年 9 月 29 日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 7,990,601,832 円	期首元本額 5,764,228,951 円
期中追加設定元本額 285,146,773 円	期中追加設定元本額 49,106,227 円
期中一部解約元本額 2,511,519,654 円	期中一部解約元本額 1,416,916,335 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第 5 期(自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△47,458,334
親投資信託受益証券	24,361
合計	△47,433,973

第 6 期(自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日)

(単位 : 円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	635,507,652
親投資信託受益証券	38,438
合計	635,546,090

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）	4, 121, 320, 705	6, 113, 567, 133	
	計	銘柄数：1	4, 121, 320, 705	6, 113, 567, 133	
		組入時価比率：98. 0%			100. 0%
	投資信託受益証券合計				6, 113, 567, 133
親投資信託受益証券	日本円	マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ	18, 304, 450	18, 357, 532	
	計	銘柄数：1	18, 304, 450	18, 357, 532	
		組入時価比率：0. 3%			100. 0%
	親投資信託受益証券合計				18, 357, 532
合計				6, 131, 924, 665	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）」「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）」は、「マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	注記番号	2025 年 3 月 27 日現在	2025 年 9 月 29 日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
金銭信託			454,038	6,328,362
コール・ローン			4,365,749	16,941,661
国債証券			-	49,978,383
特殊債券			95,001,715	35,996,445
未収利息			93,503	54,881
前払費用			60,738	-
流動資産合計			99,975,743	109,299,732
資産合計			99,975,743	109,299,732
負債の部				
流動負債				
流動負債合計			-	-
負債合計			-	-
純資産の部				
元本等				
元本		*1	99,892,948	108,979,071
剰余金				
剰余金又は欠損金（△）			82,795	320,661
元本等合計			99,975,743	109,299,732
純資産合計		*2	99,975,743	109,299,732
負債純資産合計			99,975,743	109,299,732

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益	約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2025 年 3 月 27 日現在		2025 年 9 月 29 日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	99,892,948 口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	108,979,071 口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0008 円	1口当たりの純資産額	1.0029 円
(10,000口当たりの純資産額	10,008 円)	(10,000口当たりの純資産額	10,029 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日	自 2025 年 3 月 28 日 至 2025 年 9 月 29 日
項 目		
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、売買目的の有価証券であります。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。当該有価証券を保有した際の主要なリスクは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等です。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、運用部門と独立したリスク管理部門において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規	同左

	程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、プロダクトモニタリング会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	
--	--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	2025 年 3 月 27 日現在	2025 年 9 月 29 日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(その他の注記)

1. 元本の移動

2025 年 3 月 27 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024 年 9 月 28 日
期首元本額	97,769,950 円
期首より 2025 年 3 月 27 日までの追加設定元本額	45,793,124 円
期首より 2025 年 3 月 27 日までの一部解約元本額	43,670,126 円
期末元本額	99,892,948 円
2025 年 3 月 27 日現在の元本の内訳（＊）	
岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）	3,300,097 円
岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）	20,302,452 円
米国好配当リバランスオープン（資産成長型）	11,435,621 円
米国好配当リバランスオープン（年4回決算型）	51,857,275 円
インド・イノベーション・フォーカスファンド	12,997,503 円

2025 年 9 月 29 日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2025 年 3 月 28 日
期首元本額	99,892,948 円
期首より 2025 年 9 月 29 日までの追加設定元本額	11,084,125 円
期首より 2025 年 9 月 29 日までの一部解約元本額	1,998,002 円
期末元本額	108,979,071 円
2025 年 9 月 29 日現在の元本の内訳（＊）	
岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）	3,300,097 円
岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）	18,304,450 円
米国好配当リバランスオープン（資産成長型）	11,435,621 円
米国好配当リバランスオープン（年4回決算型）	51,857,275 円
インド・イノベーション・フォーカスファンド	24,081,628 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

2025 年 3 月 27 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	△38,955
合計	△38,955

2025 年 9 月 29 日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	—
特殊債券	19,425
合計	19,425

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

附属明細表

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第 1 2 7 0 回国庫短期証券	10,000,000	9,993,730	
		第 1 3 1 6 回国庫短期証券	15,000,000	14,998,770	
		第 1 3 2 0 回国庫短期証券	15,000,000	14,996,511	
		第 1 3 3 3 回国庫短期証券	10,000,000	9,989,372	
		銘柄数：4	50,000,000	49,978,383	
		組入時価比率：45.7%		58.1%	
	国債証券合計			49,978,383	
特殊債券	日本円	第 2 5 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	15,000,000	14,999,949	
		第 2 5 8 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	5,000,000	4,999,237	
		第 2 6 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	9,999,566	

	計	第 7 9 回政府保証地方公共団体金融 機構債券	6, 000, 000	5, 997, 693	
		銘柄数：4	36, 000, 000	35, 996, 445	
		組入時価比率：32. 9%		41. 9%	
	特殊債券合計			35, 996, 445	
合計				85, 974, 828	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表
該当事項はありません。

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）」は、フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、フィデリティ投信株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、当監査対象期間（2024 年 3 月 6 日から 2025 年 3 月 5 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

区 分	前監査対象期間 2024 年 3 月 5 日現在	当監査対象期間 2025 年 3 月 5 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,302,880,071	1,298,777,989
派生商品評価勘定	79,137	13,578,498
未収入金	8,058,947	6,924,865
流動資産合計	2,311,018,155	1,319,281,352
資産合計	2,311,018,155	1,319,281,352
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,010,761	338,087
未払金	102,840	—
未払受託者報酬	235,859	168,482
未払委託者報酬	7,431,127	5,308,483
その他未払費用	120,190	112,266
流動負債合計	15,900,777	5,927,318
負債合計	15,900,777	5,927,318
純資産の部		
元本等		
元本	2,019,241,116	1,168,643,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	275,876,262	144,710,036
（分配準備積立金）	215,497,792	127,619,287
元本等合計	2,295,117,378	1,313,354,034
純資産合計	2,295,117,378	1,313,354,034
負債純資産合計	2,311,018,155	1,319,281,352

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2023 年 3 月 7 日 至 2024 年 3 月 5 日	当監査対象期間 自 2024 年 3 月 6 日 至 2025 年 3 月 5 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	—	74
有価証券売買等損益	449,774,521	109,638,983
為替差損益	△344,975,209	△100,399,541
営業収益合計	104,799,312	9,239,516
営業費用		
受託者報酬	460,303	386,899
委託者報酬	14,502,259	12,189,982
その他費用	396,184	426,018
営業費用合計	15,358,746	13,002,899
営業利益又は営業損失 (△)	89,440,566	△3,763,383
経常利益又は経常損失 (△)	89,440,566	△3,763,383
当期純利益又は当期純損失 (△)	89,440,566	△3,763,383
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△11,952,538	13,348,258
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	178,195,373	275,876,262
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,923,973	5,166,666
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,923,973	5,166,666
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,636,188	119,221,251
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,636,188	119,221,251
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	275,876,262	144,710,036

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における監査対象期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前監査対象期間 2024年3月5日現在	当監査対象期間 2025年3月5日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,803,481,431 円	2,019,241,116 円
期中追加設定元本額	462,076,029 円	20,833,334 円
期中一部解約元本額	246,316,344 円	871,430,452 円
2. 受益権の総数	2,019,241,116 口	1,168,643,998 口
3. 1口当たり純資産額	1.1366 円	1.1238 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前監査対象期間 自 2023年3月7日 至 2024年3月5日	当監査対象期間 自 2024年3月6日 至 2025年3月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.45%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (28,917,500 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (72,475,604 円)、信託約款に規定される収益調整金 (60,378,470 円) 及び分配準備積立金 (114,104,688 円) より分配対象収益は 275,876,262 円 (1口当たり 0.136624 円) であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (4,965,686 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (20,517,049 円) 及び分配準備積立金 (122,653,601 円) より分配対象収益は 148,136,336 円 (1口当たり 0.126759 円) であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)
 売買目的有価証券

種 類	前監査対象期間 2024 年 3 月 5 日現在	当監査対象期間 2025 年 3 月 5 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	414,912,670	43,133,090
合 計	414,912,670	43,133,090

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	前監査対象期間 2024 年 3 月 5 日 現在				当監査対象期間 2025 年 3 月 5 日 現在			
	契約額等 (円)	う ち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	う ち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,286,903,192	—	2,294,834,816	△7,931,624	1,328,324,341	—	1,315,083,930	13,240,411
アメリカ・ドル	2,097,303,235	—	2,104,592,694	△7,289,459	1,235,256,590	—	1,222,663,761	12,592,829
イギリス・ポンド	30,906,713	—	31,172,515	△265,802	13,181,717	—	13,236,804	△55,087
カナダ・ドル	96,690,584	—	96,632,419	58,165	33,508,975	—	32,647,296	861,679
ユーロ	62,002,660	—	62,437,188	△434,528	46,377,059	—	46,536,069	△159,010
合計	2,286,903,192	—	2,294,834,816	△7,931,624	1,328,324,341	—	1,315,083,930	13,240,411

(注 1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・コア株式 マザーファンド	965,131,894	1,298,777,989	
親投資信託受益証券 合計		965,131,894	1,298,777,989	
合計		965,131,894	1,298,777,989	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

「岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）」は、フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）を主要投資対象としております。

以下の経理状況は、フィデリティ投信株式会社から提供された財務諸表です。

ファンドの経理状況

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、当監査対象期間（2024 年 3 月 6 日から 2025 年 3 月 5 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（１）貸借対照表

区 分	前監査対象期間 2024 年 3 月 5 日現在	当監査対象期間 2025 年 3 月 5 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,738,128,952	7,606,789,289
未収入金	38,498,545	34,651,857
流動資産合計	11,776,627,497	7,641,441,146
資産合計	11,776,627,497	7,641,441,146
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,165,344	1,046,507
未払委託者報酬	36,709,746	32,966,384
その他未払費用	178,265	441,889
流動負債合計	38,053,355	34,454,780
負債合計	38,053,355	34,454,780
純資産の部		
元本等		
元本	9,178,757,467	5,750,740,316
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,559,816,675	1,856,246,050
（分配準備積立金）	2,388,827,273	1,695,016,173
元本等合計	11,738,574,142	7,606,986,366
純資産合計	11,738,574,142	7,606,986,366
負債純資産合計	11,776,627,497	7,641,441,146

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	前監査対象期間 自 2023 年 3 月 7 日 至 2024 年 3 月 5 日	当監査対象期間 自 2024 年 3 月 6 日 至 2025 年 3 月 5 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	2, 204, 625, 484	681, 140, 199
営業収益合計	2, 204, 625, 484	681, 140, 199
営業費用		
受託者報酬	2, 248, 362	2, 297, 033
委託者報酬	70, 826, 230	72, 359, 032
その他費用	505, 602	1, 072, 008
営業費用合計	73, 580, 194	75, 728, 073
営業利益又は営業損失 (△)	2, 131, 045, 290	605, 412, 126
経常利益又は経常損失 (△)	2, 131, 045, 290	605, 412, 126
当期純利益又は当期純損失 (△)	2, 131, 045, 290	605, 412, 126
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	77, 341, 046	362, 638, 762
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	455, 306, 181	2, 559, 816, 675
剰余金増加額又は欠損金減少額	134, 571, 109	83, 904, 431
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134, 571, 109	83, 904, 431
剰余金減少額又は欠損金増加額	83, 764, 859	1, 030, 248, 420
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83, 764, 859	1, 030, 248, 420
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2, 559, 816, 675	1, 856, 246, 050

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前監査対象期間 2024年3月5日現在	当監査対象期間 2025年3月5日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	8,945,222,640 円	9,178,757,467 円
期中追加設定元本額	1,872,428,894 円	256,095,572 円
期中一部解約元本額	1,638,894,067 円	3,684,112,723 円
2. 受益権の総数	9,178,757,467 口	5,750,740,316 口
3. 1口当たり純資産額	1.2789 円	1.3228 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前監査対象期間 自 2023年3月7日 至 2024年3月5日	当監査対象期間 自 2024年3月6日 至 2025年3月5日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.45%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (152,245,861 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1,901,458,383 円)、信託約款に規定される収益調整金 (170,989,402 円) 及び分配準備積立金 (335,123,029 円) より分配対象収益は 2,559,816,675 円 (1口当たり 0.278885 円) ですが、分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (78,934,298 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (163,839,066 円)、信託約款に規定される収益調整金 (161,229,877 円) 及び分配準備積立金 (1,452,242,809 円) より分配対象収益は 1,856,246,050 円 (1口当たり 0.322784 円) ですが、分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前監査対象期間 2024 年 3 月 5 日現在	当監査対象期間 2025 年 3 月 5 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2, 113, 375, 927	295, 800, 801
合 計	2, 113, 375, 927	295, 800, 801

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・グローバル・コア株式 マザーファンド	5, 652, 663, 513	7, 606, 789, 289	
親投資信託受益証券 合計		5, 652, 663, 513	7, 606, 789, 289	
合計		5, 652, 663, 513	7, 606, 789, 289	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」は、「フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・グローバル・コア株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2024 年 3 月 5 日現在	2025 年 3 月 5 日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	64,785,031	26,574,344
株式	13,466,616,531	8,382,166,199
投資証券	535,287,557	445,474,036
派生商品評価勘定	5,196	148,922
未収入金	10,935,890	92,813,994
未収配当金	11,035,550	4,547,353
流動資産合計	14,088,665,755	8,951,724,848
資産合計	14,088,665,755	8,951,724,848
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	67,987	23,003
未払金	680,583	5,601,953
未払解約金	46,557,165	40,419,149
その他未払費用	1,340	—
流動負債合計	47,307,075	46,044,105
負債合計	47,307,075	46,044,105
純資産の部		
元本等		
元本	10,871,019,684	6,617,795,407
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,170,338,996	2,287,885,336
元本等合計	14,041,358,680	8,905,680,743
純資産合計	14,041,358,680	8,905,680,743
負債純資産合計	14,088,665,755	8,951,724,848

(2) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024 年 3 月 5 日現在	2025 年 3 月 5 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	10,820,386,974 円	10,871,019,684 円
期中追加設定元本額	2,448,316,757 円	417,097,173 円
期中一部解約元本額	2,397,684,047 円	4,670,321,450 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	1,782,966,918 円	965,131,894 円
フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	9,088,052,766 円	5,652,663,513 円
計	10,871,019,684 円	6,617,795,407 円
3. 受益権の総数	10,871,019,684 口	6,617,795,407 口
4. 1 口当たり純資産額	1.2916 円	1.3457 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2024 年 3 月 5 日現在	2025 年 3 月 5 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1, 274, 281, 078	281, 593, 663
投資証券	△21, 530, 825	21, 791, 915
合 計	1, 252, 750, 253	303, 385, 578

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2024 年 3 月 5 日 現在				2025 年 3 月 5 日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	47,969,074	—	48,037,047	△67,973	42,772,965	—	42,663,646	109,319
アメリカ・ドル	46,573,518	—	46,633,172	△59,654	40,410,285	—	40,277,963	132,322
イギリス・ポンド	1,395,556	—	1,403,875	△8,319	—	—	—	—
カナダ・ドル	—	—	—	—	2,362,680	—	2,385,683	△23,003
買建	1,395,556	—	1,400,738	5,182	2,362,680	—	2,379,280	16,600
アメリカ・ドル	1,395,556	—	1,400,738	5,182	2,362,680	—	2,379,280	16,600
合計	49,364,630	—	49,437,785	△62,791	45,135,645	—	45,042,926	125,919

(注 1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注 2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表
 ① 有価証券明細表
 (ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CARLISLE COS INC	1,472	326.85	481,123.20	
	CARPENTER TECHNOLOGY CORP	1,570	201.98	317,108.60	
	CHEMED CORP	636	587.65	373,745.40	
	CROWN HOLDINGS INC	5,370	86.01	461,873.70	
	M&T BANK CORP	3,798	181.32	688,653.36	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	32,005	15.51	496,397.55	
	HARTFORD INSURANCE GRP INC/THE	2,657	116.98	310,815.86	
	INTERNATIONAL PAPER CO	3,362	51.30	172,470.60	
	KEYCORP	11,030	16.24	179,127.20	
	LOUISIANA PACIFIC CORP	3,189	95.19	303,560.91	
	NISOURCE INC	14,330	39.77	569,904.10	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC.	3,164	144.19	456,217.16	
	REPLIGEN	2,173	154.81	336,402.13	
	SERVICE CORP INTERNATIONAL INC	7,243	79.17	573,428.31	
	STIFEL FINANCIAL CORP	5,599	99.34	556,204.66	
	TOLL BROTHERS INC	3,630	108.11	392,439.30	
	TRIMBLE NAVIGATION LTD	2,222	68.45	152,095.90	
	WILLIAMS-SONOMA INC	5,057	183.54	928,161.78	
	COHERENT CORP	4,572	69.57	318,074.04	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,913	125.83	366,542.79	
	RB GLOBAL INC	6,703	100.66	674,723.98	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	2,131	171.41	365,274.71	
	APTARGROUP INC	3,792	145.94	553,404.48	
	NEWELL BRANDS INC	16,421	6.36	104,437.56	
	APPLIED INDUSTRIAL TECH INC	1,484	229.86	341,112.24	
	FLEX LTD	17,233	35.01	603,327.33	
	DR HORTON INC	1,151	125.92	144,933.92	
	TAPESTRY INC	4,536	81.27	368,640.72	
	FTI CONSULTING INC	817	169.70	138,644.90	
	RADIAN GROUP INC	8,132	32.03	260,467.96	
	EMCOR GROUP INC	1,239	388.08	480,831.12	

ARCH CAPITAL GROUP LTD	1,788	91.87	164,263.56	
MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	900	101.89	91,701.00	
WESTINGHOUSE AIR BRAKE TEC CRP	1,881	177.65	334,159.65	
AUTOLIV INC	3,020	92.50	279,350.00	
ACUITY BRANDS INC	2,483	274.25	680,962.75	
EAGLE MATERIALS INC	1,534	215.05	329,886.70	
AXON ENTERPRISE INC	361	528.28	190,709.08	
ON SEMICONDUCTOR CORP	1,925	44.49	85,643.25	
DOMINOS PIZZA INC	400	481.77	192,708.00	
EAST WEST BANCORP INC	4,975	90.30	449,242.50	
SOMNIGROUP INTERNATIONAL INC	8,165	61.79	504,515.35	
RBC BEARINGS INC	1,319	350.47	462,269.93	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	4,065	75.28	306,013.20	
UNITED THERAPEUTICS CORP DEL	1,531	308.59	472,451.29	
JONES LANG LASALLE INC	2,974	262.41	780,407.34	
RANGE RESOURCES CORP	16,678	37.86	631,429.08	
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	2,921	138.15	403,536.15	
COMFORT SYSTEMS USA INC	1,172	339.17	397,507.24	
QUANTA SVCS INC	790	249.63	197,207.70	
CIENA CORP	6,879	74.31	511,178.49	
NVR INC	45	7,201.71	324,076.95	
KEURIG DR PEPPER INC	10,478	33.60	352,060.80	
AECOM	8,057	94.08	758,002.56	
IDACORP INC	2,124	115.05	244,366.20	
FIRST AMERICAN FINANCIAL CORP	9,847	63.51	625,382.97	
CBOE HOLDINGS INC	1,817	211.32	383,968.44	
COMMVault SYSTEMS INC	1,300	164.94	214,422.00	
OLD NATIONAL BANCORP (IND)	14,947	22.38	334,513.86	
TEXAS ROADHOUSE INC	2,257	184.98	417,499.86	
GRAPHIC PACKAGING HOLDING CO	14,834	25.83	383,162.22	

CHENIERE ENERGY INC	2,359	219.98	518,932.82	
WATSCO INC	1,335	494.30	659,890.50	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTR INC	1,095	172.30	188,668.50	
CHURCHILL DOWNS INC	3,772	112.70	425,104.40	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	5,192	61.19	317,698.48	
LEIDOS HOLDINGS INC	2,911	132.22	384,892.42	
CNH INDUSTRIAL NV	13,800	11.77	162,426.00	
BURLINGTON STORES INC	2,499	230.27	575,444.73	
ARAMARK	9,966	35.71	355,885.86	
PAYLOCITY HOLDING CORP	1,938	199.04	385,739.52	
EXACT SCIENCES CORP	3,800	48.78	185,364.00	
MAGNITE INC	5,300	14.65	77,645.00	
ALLISON TRANSMISSION HLDGS INC	6,786	96.40	654,170.40	
ELEMENT SOLUTIONS INC	6,234	24.60	153,356.40	
FIRST CITIZENS BANCSHARES INC	165	1,901.91	313,815.15	
BWX TECHNOLOGIES INC	3,703	101.25	374,928.75	
ZILLOW GROUP INC CL C	4,235	74.43	315,211.05	
TECK RESOURCES LTD-CLS B	6,417	38.64	247,952.88	
HOULIHAN LOKEY	2,239	161.24	361,016.36	
TRANSUNION	5,931	88.09	522,461.79	
ITT INC	3,343	134.24	448,764.32	
FABRINET	1,625	190.35	309,318.75	
LUMENTUM HOLDINGS INC	3,750	65.09	244,087.50	
INSULET CORP	714	269.70	192,565.80	
PERFORMANCE FOOD GROUP CO	11,317	81.60	923,467.20	
TECHNIPFMC PLC	11,223	26.98	302,796.54	
TG THERAPEUTICS INC	1,700	35.62	60,554.00	
FLOOR & DECOR HOLDING INC CL A	3,321	87.14	289,391.94	
INGERSOLL RAND INC	1,150	81.45	93,667.50	
WIX.COM LTD	1,930	188.29	363,399.70	
VISTRA CORP	1,545	126.94	196,122.30	

AXALTA COATING SYSTEMS LTD	9, 137	34. 29	313, 307. 73	
PINNACLE FINL PARTNERS INC	2, 486	107. 30	266, 747. 80	
NVENT ELECTRIC PLC	6, 312	55. 11	347, 854. 32	
DOCUSIGN INC	6, 758	82. 06	554, 561. 48	
INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	714	181. 08	129, 291. 12	
WYNDHAM HOTELS & RESORTS INC	5, 579	104. 37	582, 280. 23	
CHART INDUSTRIES INC	2, 691	166. 60	448, 320. 60	
PINTEREST INC CL A	5, 362	35. 20	188, 742. 40	
AVANTOR INC	19, 896	15. 50	308, 388. 00	
CHEWY INC	4, 745	34. 32	162, 848. 40	
DYNATRACE INC	11, 878	55. 10	654, 477. 80	
VERTIV HOLDINGS LLC	989	86. 39	85, 439. 71	
OVINTIV INC	2, 955	38. 92	115, 008. 60	
REVOLUTION MEDICINES INC	1, 700	37. 96	64, 532. 00	
AZEK CO INC	5, 945	44. 44	264, 195. 80	
AAON INC	3, 213	75. 25	241, 778. 25	
LIFESTANCE HEALTH GROUP INC	21, 032	8. 02	168, 676. 64	
MONDAY.COM LTD	1, 526	276. 52	421, 977. 15	
DOXIMITY INC	3, 800	67. 83	257, 754. 00	
DUOLINGO INC	1, 473	294. 15	433, 282. 95	
TOAST INC	9, 077	35. 18	319, 328. 86	
PRIVIA HEALTH GROUP INC	5, 600	25. 52	142, 912. 00	
TKO GROUP HOLDINGS INC	3, 639	146. 70	533, 841. 30	
MAPLEBEAR INC	3, 156	38. 44	121, 316. 64	
AMER SPORTS INC	8, 308	28. 94	240, 433. 52	
ARCELLX INC	1, 030	65. 63	67, 598. 90	
CENTURI HOLDINGS INC	6, 234	16. 40	102, 237. 60	
CECO ENVIRONMENTAL CORP	5, 258	24. 32	127, 874. 56	
APPFOLIO INC - A	888	218. 62	194, 134. 56	
BELDEN INC	3, 046	102. 95	313, 585. 70	
OPTION CARE HEALTH INC	10, 668	34. 12	363, 992. 16	
BRUKER CORP	5, 236	46. 42	243, 055. 12	
BUILDERS FIRSTSOURCE	837	130. 39	109, 136. 43	
FIRST SOLAR INC	417	131. 23	54, 722. 91	
MASIMO CORP	3, 247	183. 46	595, 694. 62	

	MOLINA HEALTHCARE INC	928	306.49	284,422.72	
	ONTO INNOVATION INC	2,317	135.41	313,744.97	
	PNM RESOURCES INC	6,014	51.27	308,337.78	
	PURE STORAGE INC CL A	3,400	50.11	170,374.00	
	RALPH LAUREN CORP	866	252.72	218,855.52	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	3,326	193.05	642,084.30	
	SILVER WHEATON CORP (USA)	6,228	69.00	429,732.00	
	TENET HEALTHCARE CORP	3,958	122.67	485,527.86	
	WESTERN ALLIANCE BANCORP	4,246	81.16	344,605.36	
	WINTRUST FINANCIAL CORP	6,554	115.76	758,691.04	
	WOODWARD INC	3,006	178.28	535,909.68	
	NOMAD FOODS LTD (US)	5,861	20.29	118,919.69	
	COMPASS INC	20,852	9.09	189,544.68	
	CORE NATURAL RESOURCES INC	1,978	71.18	140,794.04	
	BJ'S WHOLESALE CLUB HLDGS INC	8,324	101.09	841,473.16	
	CRINETICS PHARMACEUTICALS INC	2,483	34.06	84,570.98	
	ALBERTSONS COS INC	13,916	19.76	274,980.16	
	BLUE OWL CAPITAL INC A	15,516	19.78	306,906.48	
	ATMUS FILTRATION TECHN INC	4,103	36.73	150,703.19	
	CRANE CO	3,162	152.13	481,035.06	
	KODIAK GAS SERVICES INC	4,620	39.86	184,153.20	
	LIBERTY MEDIA CORP LIBERTY FOR	2,656	84.09	223,343.04	
	WAYSTAR HOLDING CORP	1,600	41.92	67,072.00	
アメリカ・ドル 小計		753,139		51,672,594.91 (7,744,171,801)	
イギリス・ポンド	THE SAGE GROUP PLC	10,656	12.57	133,999.20	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	1,518	205.50	311,949.00	
イギリス・ポンド 小計		12,174		445,948.20 (85,528,405)	

カナダ・ドル	IMPERIAL OIL LTD	11,751	94.94	1,115,639.94	
	GFL ENVIRONMENTAL INC	12,572	65.95	829,123.40	
	SOUTH BOW CORP	5,331	38.38	204,603.78	
カナダ・ドル 小計		29,654		2,149,367.12 (223,534,180)	
ユーロ	UCB SA	2,508	195.05	489,185.40	
	PRYSMIAN SPA	3,044	53.32	162,306.08	
	ARGENX SE	307	591.40	181,559.80	
	RECORDATI SPA	5,899	54.25	320,020.75	
	BRUNELLO CUCINELLI (INTERIM)	7,485	121.86	912,174.49	
ユーロ 小計		19,243		2,065,246.52 (328,931,813)	
合計		814,210		8,382,166,199 (8,382,166,199)	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA RLTY TR REIT	8,331.00	190,030.11	
		CARETRUST REIT INC	6,400.00	168,576.00	
		CUBESMART	14,386.00	601,334.80	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	774.00	238,074.66	
		MACERICH COMPANY	10,043.00	178,664.97	
		NNN REIT INC	11,298.00	479,487.12	
		TANGER INC- REIT	6,728.00	235,210.88	
		TERRENO REALTY CORP	4,994.00	336,995.12	
		VENTAS INC	7,793.00	544,029.33	
	アメリカ・ドル 小計	70,747.00	2,972,402.99 (445,474,036)		
投資証券 合計				445,474,036 (445,474,036)	
合計				445,474,036 (445,474,036)	

(注) 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 150 銘柄	94.56%	-%	92.77%
	投資証券 9 銘柄	-%	5.44%	
イギリス・ポンド	株式 2 銘柄	100%	-%	0.97%
カナダ・ドル	株式 3 銘柄	100%	-%	2.53%
ユーロ	株式 5 銘柄	100%	-%	3.73%

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）

（2025 年 9 月 30 日現在）

I 資産総額	1, 018, 819, 631円
II 負債総額	7, 464, 281円
III 純資産総額（I－II）	1, 011, 355, 350円
IV 発行済数量	852, 197, 564口
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）	1. 1868円

岡三フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）

（2025 年 9 月 30 日現在）

I 資産総額	6, 245, 194, 331円
II 負債総額	15, 956, 690円
III 純資産総額（I－II）	6, 229, 237, 641円
IV 発行済数量	4, 393, 445, 474口
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）	1. 4178円

（参考）マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

（2025 年 9 月 30 日現在）

I 資産総額	109, 301, 287円
II 負債総額	4, 000, 000円
III 純資産総額（I－II）	105, 301, 287円
IV 発行済数量	104, 990, 636口
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）	1. 0030円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025 年 9 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000 株
発行済株式の総数	1,132,101 株
最近 5 年間ににおける主な資本金の額の増減	あり

年月日	変更後（変更前）
2022 年 11 月 30 日	60 億 284 千円（10 億円）
2023 年 3 月 14 日	1 億円（60 億 284 千円）

(2) 委託会社の機構（2025 年 9 月末日現在）

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12 名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長 1 名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月 1 回、運用本部が策定した投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃等を決定します。委員長は審議・検討結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、審議・検討結果を取締役会へ報告します。

運用戦略会議は、月 1 回、運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略について決定又は確認を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で決定又は確認された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画に基づいて、運用の指図を行います。

プロダクトモニタリング会議は、月 1 回、運用のパフォーマンス向上等に資することを目的に、ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、ファンドマネージャーに問題点を指摘して改善を促します。

売買分析会議は、月 1 回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的に、運用指図及び売買発注の事前検証及び事後検証に関する報告、法令諸規則及び約款等の遵守状況の検証に関する報告及び運用リスク管理状況の検証に関する報告を行います。議長は

会議の結果を執行役員会へ報告します。

また、執行役員会の構成員である業務執行取締役は、会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

2025年9月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託を除く。）

種類	本数（本）	純資産総額(億円)
追加型株式投資信託	140	14,620
追加型公社債投資信託	1	3,782
単位型株式投資信託	37	536
単位型公社債投資信託	2	47
合計	180	18,986

※純資産総額について、億円未満を切り捨てているため、合計と合わない場合があります。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 16 日

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 裕子
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松本 直也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている SBI 岡三アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 61 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に

対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,382,655	14,765,684
有価証券	99,210	73,110
未収委託者報酬	1,705,907	2,072,469
未収運用受託報酬	78,429	15,446
未収投資助言報酬	11,959	11,876
前払費用	115,978	153,984
未収収益	13,481	30,236
その他の流動資産	6,841	12,726
流動資産合計	15,414,463	17,135,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 172,509	※ 160,120
器具備品	※ 14,591	※ 13,847
有形固定資産合計	187,100	173,967
無形固定資産		
ソフトウェア	21,685	12,536
電話加入権	2,122	2,122
無形固定資産合計	23,807	14,659
投資その他の資産		
投資有価証券	1,205,407	1,230,152
長期差入保証金	252,250	252,245
前払年金費用	61,691	83,267
その他	480	480
投資その他の資産合計	1,519,829	1,566,145
固定資産合計	1,730,737	1,754,772
資産合計	17,145,200	18,890,306

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	31,333	28,552
未払金	991,947	1,179,355
未払償還金	5,001	5,001
未払手数料	925,698	1,163,520
その他未払金	61,247	10,833
未払費用	234,454	237,473
未払法人税等	322,685	452,663
未払消費税等	88,053	134,264
未払配当金	—	200,000
賞与引当金	—	90,000
流動負債合計	1,668,473	2,322,310
固定負債		
退職給付引当金	278,570	228,723
役員退職慰労引当金	7,490	9,360
資産除去債務	94,372	95,344
繰延税金負債	72,083	114,869
固定負債合計	452,516	448,297
負債合計	2,120,990	2,770,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	11,467,068	11,467,068
資本剰余金合計	11,467,068	11,467,068
利益剰余金		
利益準備金	179,830	179,830
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,922,414	3,960,947
利益剰余金合計	3,102,244	4,140,777
株主資本合計	14,669,312	15,707,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	354,897	411,853
評価・換算差額等合計	354,897	411,853
純資産合計	15,024,210	16,119,698
負債・純資産合計	17,145,200	18,890,306

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	10,123,506	13,077,482
運用受託報酬	108,885	37,259
投資助言報酬	27,675	27,565
その他営業収益	11,259	14,575
営業収益合計	10,271,327	13,156,882
営業費用		
支払手数料	4,867,961	7,012,057
広告宣伝費	121,082	132,774
公告費	15	15
受益権管理費	16,417	15,855
調査費	1,837,996	1,588,269
調査費	236,964	253,114
委託調査費	1,601,031	1,335,154
委託計算費	273,203	297,339
営業雑経費	311,294	353,192
通信費	65,742	64,085
印刷費	158,663	167,468
諸経費	66,665	57,894
協会費	5,247	5,753
諸会費	4,976	5,090
業務委託費	10,000	52,899
営業費用合計	7,427,972	9,399,503
一般管理費		
給料	1,226,095	1,159,164
役員報酬	73,162	76,130
給料・手当	1,103,991	1,079,034
賞与	48,940	4,000
交際費	754	1,852
寄付金	21,265	22,830
旅費交通費	10,992	14,822
租税公課	7,716	15,014
不動産賃借料	259,582	253,559
賞与引当金繰入	—	90,000
退職給付費用	32,395	9,770
役員退職慰労引当金繰入	1,870	1,870
固定資産減価償却費	28,769	25,220
諸経費	333,346	355,125
一般管理費合計	1,922,788	1,949,229
営業利益	920,566	1,808,149

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	18,926	44,774
受取利息	93	13,725
有価証券利息	—	4,822
受取補償金	0	—
雑益	5,602	5,531
営業外収益合計	24,623	68,853
営業外費用		
固定資産除却損	0	0
為替差損	60	9
支払補償費	0	—
雑損	463	0
営業外費用合計	523	9
経常利益	944,665	1,876,993
特別利益		
投資有価証券売却益	17,222	2,082
投資有価証券償還益	173	17,403
為替差益	—	294
特別利益合計	17,395	19,779
特別損失		
有価証券償還損	—	36
投資有価証券売却損	4,270	6,588
投資有価証券償還損	—	1,752
投資有価証券評価損	50,575	—
特別損失合計	54,845	8,376
税引前当期純利益	907,215	1,888,396
法人税、住民税及び事業税	368,346	645,087
法人税等調整額	△ 51,664	4,776
法人税等合計	316,682	649,863
当期純利益	590,533	1,238,532

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,331,880	2,511,710	14,078,778	155,899	155,899	14,234,677
当期変動額										
剰余金の配当										
当期純利益					590,533	590,533	590,533			590,533
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								198,998	198,998	198,998
当期変動額合計	—	—	—	—	590,533	590,533	590,533	198,998	198,998	789,532
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差 額等合 計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	2,922,414	3,102,244	14,669,312	354,897	354,897	15,024,210
当期変動額										
剰余金の配当					△ 200,000	△200,000	△200,000			△200,000
当期純利益					1,238,532	1,238,532	1,238,532			1,238,532
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動額 (純額)								56,955	56,955	56,955
当期変動額合計	—	—	—	—	1,038,532	1,038,532	1,038,532	56,955	56,955	1,095,488
当期末残高	100,000	11,467,068	11,467,068	179,830	3,960,947	4,140,777	15,707,845	411,853	411,853	16,119,698

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～18年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合として日々

認識され計上します。成功報酬は、一部の投資信託につき、契約で指定された日に一定の条件を満たし支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約残高に個別の契約で定めた報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し計上します。成功報酬は、個別の契約で定める水準を上回る超過運用益に対して支払われることが確定した時点で認識され計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、個別の契約で定める契約残高に報酬料率を乗じて算出された金額を日々認識し、計上します。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産（負債）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金負債 114,869 千円

上記の繰延税金負債 114,869 千円は、繰延税金資産 178,529 千円と繰延税金負債 293,399 千円の相殺後の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって認識しております。また、既に計上した繰延税金資産については、その回収可能性を每期検討し、内容の見直しを行っております。

なお、課税所得の見積りは、将来の不確実な相場環境の変動や会社の経営状況などによって認識する金額に重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業費用」の「諸経費」に含めていた「業務委託費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業費用」の「諸経費」に表示していた 76,665 千円は、「業務委託費」10,000 千円、「諸経費」66,665 千円に組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
建物	86,481 千円	98,870 千円
器具備品	130,930 "	129,597 "
計	217,412 "	228,468 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	577,400	—	—	577,400
A 種優先株式 (株)	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式 (株)	—	—	—	—
A 種優先株式 (株)	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）	577,400	—	—	577,400
A 種優先株式（株）	554,701	—	—	554,701
自己株式				
普通株式（株）	—	—	—	—
A 種優先株式（株）	—	—	—	—
合計	1,132,101	—	—	1,132,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 23 日 定時株主総会	A 種優先株式	200,000 千円	360 円 55 銭	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 24 日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	252,205	252,205
1 年超	441,359	189,153
合計	693,564	441,359

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金及び預金、有価証券、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、投資有価証券及び長期差入保証金であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。長期差入保証金は、主に本店の賃貸に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

デリバティブ取引は、保有する投資信託に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,089,716	1,089,716	—
(2) 長期差入保証金	252,250	221,769	△ 30,480

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,114,461	1,114,461	—
(2) 長期差入保証金	252,245	204,580	△ 47,664

※「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払金（未払手数料）」等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、「投資有価証券」に当該投資信託が含まれております。

※「長期差入保証金」は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしております。

（注）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	115,691

非上場株式については市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	539, 556	550, 160	—	1, 089, 716

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	—	221, 769	—	221, 769

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券	673, 118	441, 343	—	1, 114, 461

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	—	204, 580	—	204, 580

（注 1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等によっております。

（注 2）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

株式等については、主たる取引所の最終価格を時価としており、レベル 1 の時価に分類しております。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル 2 に分類しております。

長期差入保証金については、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、リスク・フリーレートで割引率を算出し割引計算をしており、レベル2の時価に分類しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	13,382,655	—	—	—
未収委託者報酬	1,705,907	—	—	—
未収運用受託報酬	78,429	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	99,210	189,142	74,213	194,400
長期差入保証金	—	—	—	252,250
合計	15,266,202	189,142	74,213	446,650

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	14,765,684	—	—	—
未収委託者報酬	2,072,469	—	—	—
未収運用受託報酬	15,446	—	—	—
未収投資助言報酬	11,876	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	73,110	122,598	78,180	171,848
長期差入保証金	—	—	—	252,245
合計	16,938,586	122,598	78,180	424,093

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	539,556	81,949	457,606
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	531,900	442,000	89,900
小計		1,071,456	523,949	547,506
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	117,470	122,402	△4,932
小計		117,470	122,402	△4,932
合計		1,188,926	646,352	542,474

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	673,118	81,624	591,493
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	381,166	322,000	59,166
小計		1,054,284	403,624	650,660
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	133,287	146,407	△13,120
小計		133,287	146,407	△13,120
合計		1,187,571	550,032	637,539

(注) 市場価格のない株式等 (非上場株式等) は、上表には含まれておりません。

((金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(注)に記載のとおりであります。)

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	246,952	17,222	4,270
合計	246,952	17,222	4,270

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	558,081	2,082	6,588
合計	558,081	2,082	6,588

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度における減損処理額は、50,575 千円 (うち、その他 50,575 千円) であります。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当ありません。

時価のある株式等については、決算日の時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。また、当事業年度については、期末時点で保有していないため、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、確定拠出年金制度（証券総合型DC岡三プラン）、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度から構成されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	514,185	461,310
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
数理計算上の差異の発生額	△48,700	△17,114
退職給付の支払額	△49,654	△102,581
その他	630	—
退職給付債務の期末残高	461,310	379,042

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	341,266	368,298
期待運用収益	1,706	1,841
数理計算上の差異の発生額	29,842	△15,099
事業主からの拠出額	15,123	13,649
退職給付の支払額	△19,641	△45,026
年金資産の期末残高	368,298	323,663

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	222,295	181,430
年金資産	△368,298	△323,663
	△146,002	△142,232
非積立型制度の退職給付債務	239,014	197,611
未積立退職給付債務	93,012	55,379
未認識数理計算上の差異	123,866	90,076
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455
退職給付引当金	278,570	228,723
前払年金費用	△61,691	△83,267
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	216,878	145,455

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	42,791	34,013
利息費用	2,056	3,413
期待運用収益	△1,706	△1,841
数理計算上の差異の費用処理額	△21,994	△35,804
確定給付制度に係る退職給付費用	21,147	△218

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
株式	44.0%	43.1%
一般勘定	19.7%	20.7%
債券	22.1%	21.5%
その他	14.2%	14.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、保有する年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針、及び市場の動向等を考慮し設定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.74%	1.57%
長期期待運用収益率	0.50%	0.50%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 12,397 千円、当事業年度 11,041 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	96,357	81,036
役員退職慰労引当金	2,590	3,316
賞与引当金	—	31,131
未払金（賞与）	15,565	—
その他有価証券評価差額金	1,706	4,648
投資有価証券評価損	20,505	11,790
資産除去債務	32,643	33,780
未払事業税	29,366	41,892
その他	8,548	11,144
繰延税金資産小計	207,283	218,739
評価性引当額	△ 38,409	△ 40,209
繰延税金資産の合計	168,874	178,529
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 189,382	△ 230,334
未収配当金	△ 4,179	△ 7,494
資産除去債務に対応する除去費用	△ 26,057	△ 26,068
前払年金費用	△ 21,339	△ 29,501
繰延税金負債の合計	△ 240,958	△ 293,399
繰延税金資産(負債)の純額	△ 72,083	△ 114,869

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 34.59%から 35.43%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 4,348 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 5,161 千円、法人税等調整額が 812 千円、それぞれ減少しております。

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2024 年 3 月 31 日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 50 年と見積り、割引率は 1.030%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
期首残高	93,410	94,372
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	962	972
資産除去債務の履行による減少額	—	—
期末残高	94,372	95,344

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度

(単位：千円)	
委託者報酬	10,123,506
運用受託報酬	108,885
投資助言報酬	27,675
その他営業収益	11,259
合計	10,271,327

当事業年度

(単位：千円)	
委託者報酬	13,077,482
運用受託報酬	37,259
投資助言報酬	27,565
その他営業収益	14,575
合計	13,156,882

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権は、以下のとおりであります。

前事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	1,705,907
未収運用受託報酬	78,429
未収投資助言報酬	11,959
合計	1,796,295

当事業年度

(単位：千円)

未収委託者報酬	2,072,469
未収運用受託報酬	15,446
未収投資助言報酬	11,876
合計	2,099,792

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）

報告セグメントが 1 つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	3,113,287	未払手数料	630,717

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	-	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注1)	4,281,619	未払手数料	813,246

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

S B I ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社（非上場）

S B I F S 合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	13,271 円 09 銭	14,238 円 74 銭
1 株当たり当期純利益金額	521 円 63 銭	1,094 円 01 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上、参加型株式については普通株式と同様に扱っており、普通株式の期中平均株式数に含めております。

3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益金額	590,533 千円	1,238,532 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	590,533 千円	1,238,532 千円
普通株式の期中平均株式数	1,132,101 株	1,132,101 株

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額	15,024,210 千円	16,119,698 千円
純資産の部から控除する合計額	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	15,024,210 千円	16,119,698 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (うち A 種優先株式)	1,132,101 株 (554,701 株)	1,132,101 株 (554,701 株)

(注) A 種優先株式は、残余財産の分配について普通株式と同順位であるため、1 株当たり純資産額の算定上、その普通株式相当数を期末の普通株式の数に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

2025年9月30日付で定款の変更（目的の変更）を行いました。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追 加 型 証 券 投 資 信 託

岡三フィデリティ・グローバル・
コア株式ファンド(為替ヘッジあり)

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界の取引所に上場されている中型企業の株式（これに準ずるものを含みます。）等に投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップ・アプローチに基づき銘柄を選定します。
- ③ 内国証券投資信託の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

年2回、3月および9月の各月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2045 年 9 月 27 日まで、または第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を変にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 28 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1

項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により

分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 3 月 28 日から 9 月 27 日まで、9 月 28 日から翌年 3 月 27 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2023 年 3 月 27 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日と

します。

（投資信託財産に関する報告等）

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 115 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に

親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 34 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信

託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(別に定める日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方

法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2022 年 9 月 21 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・ 内国証券投資信託
 フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・ 親投資信託
 マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

2. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 36 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日

なお、「別に定める投資信託証券」および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2022 年 9 月 21 日現在)

追 加 型 証 券 投 資 信 託

岡三フィデリティ・グローバル・
コア株式ファンド(為替ヘッジなし)

約 款

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内国証券投資信託の受益権および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 別に定める投資信託証券への投資を通じて、主として米国を中心に世界の取引所に上場されている中型企業の株式（これに準ずるものを含みます。）等に投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、ボトムアップ・アプローチに基づき銘柄を選定します。
- ③ 内国証券投資信託の受益権の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。なお、投資対象とする投資信託証券を通じたデリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収 益 分 配 方 針

年2回、3月および9月の各月の27日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、親投資信託の配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、SBI 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2045 年 9 月 27 日まで、または第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項および第 41 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定による受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、別に定める日を除く営業日に、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める累積投資約款に従って契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍の申込単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数

の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料（無手数料を含みます。以下、この項において同じ。）および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、委託者の指定する販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社と別に定める契約を結んだ受益者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 28 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる取得申込みの受付の中止および取消、取引所（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

- 第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1

項ならびに第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条から第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により

分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による投資信託証券にかかる投資信託契約の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

- ② 前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 28 条 この信託の計算期間は、原則として、毎年 3 月 28 日から 9 月 27 日まで、9 月 28 日から翌年 3 月 27 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、投資信託契約締結日から 2023 年 3 月 27 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日と

します。

（投資信託財産に関する報告等）

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査に要する費用）

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用および投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 115 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）と親投資信託の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下、「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項におけるみなし配当等収益とは、親投資信託の投資信託財産にかかる配当等収益の額に

親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 33 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日までに、および第 34 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 34 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から、当該受益者に支払います。ただし、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等で行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信

託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金については第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 34 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、別に定める日を除く営業日に、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の指定する販売会社が定める一部解約の単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 投資信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、投資対象とする投資信託証券にかかる一部解約の実行の請求の受付の中止および取消、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することや、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができるものとします。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け再開後の最初の基準価額の計算日(別に定める日を除きます。)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が 10 億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下、「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方

法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公告）

第 45 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。<https://www.sbiokasan-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託期間の延長）

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第 48 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（投資信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

2022 年 9 月 21 日

委 託 者 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

受 託 者 大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号
株式会社りそな銀行

付表

1. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および第 17 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。

- ・ 内国証券投資信託
 フィデリティ・グローバル・コア株式ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・ 親投資信託
 マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

2. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項、第 36 条第 1 項および同条第 6 項に規定する「別に定める日」は以下のものをいいます。

- ・ ニューヨークの取引所の休業日
- ・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日である日

なお、「別に定める投資信託証券」および「別に定める日」は今後、追加・変更されることがあります。

(2022 年 9 月 21 日現在)

マネー・インベストメント・マザーファンドⅡ

運用の基本方針

投資信託約款第 16 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
- ② 円建資産の組入れにあたっては、取得時において第 2 位以上の短期格付を得ており、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。